

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第53号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸が令和2年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に実施された場合には、当該航空機の着陸料については、附則第2項の規定は適用しない。この場合において、当該航空機の着陸料については、第12条第2項の規定にかかわらず、条例第17条の規定に基づき、基準額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 [略]</p> <p>(着陸料等の減免の特例)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものの着陸が令和2年10月1日から<u>令和3年9月30日</u>までの間に実施された場合には、当該航空機の着陸料については、附則第2項の規定は適用しない。この場合において、当該航空機の着陸料については、第12条第2項の規定にかかわらず、条例第17条の規定に基づき、基準額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の花巻空港管理条例施行規則の規定は、令和3年4月1日以後に着陸を実施した航空機に係る着陸料について適用する。